「活力ある産業が芽吹くまち」を目指して

産業振興基本条例を施行しました

この条例は、区の産業振興に関する基本的な考え方を示すとともに、産業に携わる各主体の役割を明らかにして、持続的・体系的な施策の展開や課題の解決を図っていくための指針となるものです。

区では21年10月から、条例の制定に向けて取り組んできました。平成23年第1回区議会定例会で条例案が可決され、4月1日から施行しました。

条例の主な内容をお知らせします。

【問合せ】**産業振興課産業振興係☎**（3344）0701へ。

■4つの基本理念

- 創意工夫と自助努力に基づく事業活動の促進
- 商店街の発展と活性化
- 中小企業者の活力ある成長と発展
- 創業のための環境整備と創造力ある産業の育成

■各主体の役割

区の産業に携わる多彩な担い手を、「区」「事業者」「商店会」「産業経済団体」「金融機関」「教育研究機関」「区民」に分けて、各主体の責務や役割を明らかにしています。また、各主体が一体となって産業振興に取り組むことを規定しています。

■区の責務

基本的施策の実施、事業者・商店会等との連携、他施策との調整、組織体制の整備、財政上の措置、計画の策定などを規定しています。

■産業振興会議

産業振興施策を効果的・効率的に実施していくため、区長の附属機関として「新宿区産業振興会議」を設置します。区民の方・学識経験者・事業者・商店会の代表者等から構成し、区の産業振興について定期的に評価・検討していきます。

■条例の概要■

条例の全文は新宿区ホームページでご覧いただけます。

- 前文　条例制定の背景や産業振興への決意
- 条例の基本的な考え方（第1条～第3条）
  - 条例制定の目的
  - 用語の定義
  - 4つの基本理念
- 産業振興施策の公表（第9条）
- 産業振興会議（第10条～第12条）
- 各主体の役割（第4条～第8条）
  - 区：基本的施策の実施、財政上の措置ほか
  - 事業者：経営基盤の強化、地域社会との調和ほか
  - 商店会：商店街活性化、商店会加入促進ほか
  - 産業経済団体：事業活動の環境整備ほか
  - 金融機関：事業者への経営支援ほか
  - 教育研究機関：産業振興を担う人材の育成ほか
  - 区民：消費活動を通じた産業振興の推進ほか

活力ある産業が芽吹くまち

地域の歴史や文化を未来につなげよう

「地域文化財」制度を創設

区内には、地域の歴史や文化を伝える多くの文化財が残っています。

区では、こうした貴重な文化財を未来に継承していくため、「新宿区文化財保護条例」を制定し、区内の文化財で特に貴重なもの・保存する必要があるものを「指定文化財」「登録文化財」として保全し、区内外の皆さんへの周知等を図ってきました。

この度、条例を改正し、「地域文化財」制度を新たに創設しました。「著名な作者ではないが地域で親しまれている芸術作品」「地域でしか知られていない記念碑」など、身近な文化財の情報をお寄せください。

【問合せ】**文化観光国際課文化資源係**（本庁舎1階）☎（5273）3563へ。

地域文化財とは

新宿のまちの変遷を物語るもの、地域に守られ地域の歴史を継承するために欠かせないものを「地域文化財」として認定する制度です。

地域文化財は、地域で育まれ、保存されてきた身近な文化資源・歴史資源を対象とします。また、指定文化財・登録文化財が主に江戸時代～昭和の戦前を対象としてきたのに対し、地域文化財は戦後まで対象を拡大しています。

認定した文化財は、新宿区ホームページやガイドマップ等に掲載し、広く紹介していきます。また、文化財の所有者には「地域文化財プレート」をお渡しします。

地域文化財には、次の6つの分野を設けています。

①都市・産業分野
近代以降の区の都市生活や産業活動を理解する上で必要なもの

②文化・芸術分野
文化・芸術に関わる活動や作品など、区の文化を理解する上で必要なもの

③歴史分野
区内各地域の歴史を理解する上で必要なもの

④生活分野
区内各地域の暮らし・風俗・民俗芸能等を理解する上で必要なもの

⑤平和分野
近代以降の戦争の痕跡・戦争に使用された建造物など、平和を理解する上で必要なもの

⑥自然分野
動物・植物・地質鉱物のうち、区の自然や人と自然との関わりを理解する上で必要なもの

※既に国・都・区が指定・登録した文化財、個人の制作物や新宿の歴史に関連しない個人のコレクション等は除きます。

地域文化財の情報をお寄せください

お寄せいただいた情報に基づき区が調査し、所有者等の同意を得て認定します。

【申込み】郵送またはファックス（住所・氏名・電話番号、文化財の名称・所在地・推薦理由を記入）で、**文化観光国際課文化資源係**（〒160・8484歌舞伎町1－4－1、本庁舎1階）☎（5273）3563・FAX（3209）1500へ。

※お寄せいただいた情報について、区から問い合わせる場合があります。匿名での応募はご遠慮ください。

災害関連情報や最新の区政情報を即時に発信

新宿区公式ツイッターを開始

【URL】http://twitter.com/shinjuku_info

◆ユーザー名「新宿区区政情報課」◆

大地震や原子力発電所の事故に関連して、区として区民の皆さんに迅速に発信すべき情報が急増しています。より積極的かつ迅速に情報を提供していくため、ツイッターを開始しました。

新宿区ホームページに掲載した区からの重要なお知らせ・最新の区政ニュース等をツイートします。情報発信専用のため、他のユーザーへのフォローはしません。また、ツイッターでいただいたメッセージには個別に返信しませんが、要望の多い内容はツイートに反映していきます。

【問合せ】**区政情報課広報係**（本庁舎3階）☎（5273）4064へ。

★ツイッター（Twitter）…インターネット上で140文字以内の短文でリアルタイムに情報を投稿するサービス。「（小鳥が）さえずる」などを意味する英語
★ツイート…ツイッターに投稿する（つぶやく）こと
★フォロー…他のユーザーのツイートをツイッター上の自分のページで自動的に見られるようにすること

広報しんじゅく ご自宅にお届けします

区内在住で「広報しんじゅく」を折り込み配布している新聞（朝日・産経・東京・日本経済・毎日・読売）を購読していない方のご自宅に、区の委託業者がお届けしています。高齢者の方、障害のある方や広報紙を配布している施設（※）が近くにない方はご利用ください。

【配布日】原則として「広報しんじゅく」の発行日（毎月5日（1月は1日）・15日・25日）

【申込み】**区政情報課広報係**（本庁舎3階）☎（5273）4064へ。

※「広報しんじゅく」は新宿区ホームページでもご覧いただけます。また、特別出張所・図書館・ことぶき館・児童館等の区の施設、区内の主な駅・郵便局・スーパーマーケット、ファミリーマート（一部店舗）・東京都公衆浴場業生活衛生同業組合新宿支部加盟の公衆浴場・新宿区新聞販売同業組合加盟の新聞販売店等で配布しています。配布場所等詳しくは、お問い合わせください。

万引きは しない させない 見逃さない！　万引きを しない勇気と させない社会